|  |
| --- |
| **解散の手続** |

**１　特定非営利活動法人の解散**

特定非営利活動法人は、次の事由により解散することとなりますが、解散事由によって、群馬県からの認定、または群馬県に対し解散届出書を提出する必要があります。

**【解散事由】（法３１条第１項）**

|  |
| --- |
| 1. **社員総会の決議**
	* 社員総会において、定款に特別の定めのある場合のほか、社員総数の４分の３以上の承諾をもって解散の決議をし、解散することができます。
 |
| 1. **定款で定めた解散事由の発生**
 |
| 1. **目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能**
	* 法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができないことを理由とする解散については、群馬県の認定が必要となります。
 |
| 1. **社員の欠亡**社員が全くいなくなった場合、解散となります。
 |
| 1. **合併**「２　特定非営利活動法人の合併」をご覧ください。
 |
| 1. **破産手続開始の決定**
	* 法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所は、理事若しくは債権者の請求により又は職権により破産手続開始の決定をすることになります。
 |
| 1. **法第４３条の規定による設立の認証の取消し**
	* 改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないとき又は３年以上にわたって法第２９条による事業報告書等の提出を行わないときなどは、法人の設立の認証を取り消すことがあります。
 |

**【解散及び清算に係る事務手続の流れ】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 解散事由 | 解散の手順 | 清算の手順 |
| * + 社員総会の決議
	+ 定款で定めた解散事由の発生
	+ 社員の欠亡
 | 解散解散の届出 | 清算結了届出認証申請認証清算結了届出残余財産帰属残余財産帰属* 定款で残余財産の帰属先が規定されている場合
* 定款で残余財産の帰属先が規定がない場合
 |
| * + 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 | 認定申請知事の認定解散 |
| * + 法第43条の規定による設立の認証の取消し
 | 解散 |
| * + 合併
 | 解散 |  |
| * + 破産手続開始の決定
 | 解散解散の届出 |  |

|  |
| --- |
| **(1) 解散の認定申請（法第３１条第３項、規則第１０条）** |
| * + 「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散は、群馬県の認定がなければ効力を生じません。
	+ したがって、法人は、この事由により解散しようとするときは、**解散認定申請書(規則別記様式第９号）**に**目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面**(例えば､社員総会の議事録の謄本など)を添付して群馬県に提出しなければなりません。
 |
| **(2) 解散の届出（法第３１条第４項、規則第１１条第１項）** |
| * + 法人が、上記の解散事由の①②④または⑥の事由によって解散した場合、清算人は、**解散届出書と解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書**を群馬県に提出しなければなりません。
 |
| **(3) 清算に関する手続** |
| * + 清算中に就任した清算人は、**清算人就任届出書（別記様式第11号）**に**清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書**を添えて群馬県に提出しなければなりません。（法第３１条の８、規則第１１条第２項）
	+ 清算が結了したときは、清算人は、**清算結了届出書（別記様式第13号）**に**清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書**を添えて群馬県に提出しなければなりません。（法第３２条の３、規則第１３条）
* **清算人とは？（法第３１条の５～法第３１条の７）**

法人が解散したときは､破産手続開始の決定による解散の場合を除き､理事が清算人になります｡ただし､定款に定めがあるとき､又は社員総会において他の人を選任したときは､その定め又は選任による者が清算人となります。なお､裁判所は､清算人がいないとき､又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは､利害関係人若しくは検察官の請求により､又は職権をもって､清算人を選任することができます｡また､重要な事由があるときは､裁判所は､利害関係人若しくは検察官の請求により､又は職権をもって清算人を解任することができることになっています｡ |
| **(4) 残余財産の帰属（法第１１条第3項、法第３２条）** |
| * + 解散した法人の清算によって残余財産がある場合、群馬県に清算結了届出書を提出した時点で、定款に定めたところによりその帰属先に帰属することになります｡
	+ 残余財産は社員に分配することはできず、定款において残余財産の帰属先を定める場合には、次に掲げる者のうちから選定しなければなりません。

**④ 学校法人****⑤ 社会福祉法人****⑥ 更正保護法人****① 他の特定非営利活動法人****② 国又は地方公共団体****③ 公益社団法人又は公益財団法人*** + 定款に残余財産の帰属先について特に定めがない場合､清算人は**残余財産譲渡認証申請書（規則別記様式第１２号）**を群馬県に提出し、その認証を受けて残余財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。（法第３２条第２項）
	+ 定款に残余財産の帰属先の定めがなく、かつ清算人が認証申請をしなかった場合又は認証申請をして不認証になった場合､残余財産は最終的に国庫に帰属します｡（法第３２条第３項）
 |

【清算人の職務】

1. 現務の結了
2. 債権の取立て及び債務の弁済

③債権の申出の催告を２か月以内に公告（官報掲載）する

④催告により判明した債務の分配を完了する

⑤残余財産がある場合、財産の引渡しを行う

⑥清算結了届出書【様式第１３号】を県に提出

※清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付

⑤法務局において清算結了した旨の登記を行います。

清算

業務

④主たる事務所の所在地を監督する地方裁判所の監督により清算業務を行います。

③解散届出書【様式第10号】、清算人就任承諾書（様式　１１号）を県に提出

※解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付

②法務局で解散及び清算人の登記を行います。

・解散総会の議事録のほか、必要な書類は法務局で確認してください。

**所轄庁（群馬県）**

①定款に基づき、総会で以下の事項を決議します。

・解散すること

・残余財産の処分方法

・清算人の選任

**NPO法人**

【参考】社員総会における解散決議から清算結了までの流れ

別記様式第９号（規格A４）（第１０条関係）

年　　月　　日

　　　群馬県知事　あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

解散認定申請書

　　特定非営利活動促進法第31条第１項第３号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第２項の認定を受けたいので、申請します。

記

　１　事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

　２　残余財産の処分方法

　注　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

別記様式第１０号（規格A４）（第１１条関係）

年　　月　　日

　　　群馬県知事　あて

特定非営利活動法人の名称

清　算　人　住所又は居所

氏　　　　名

電 話 番 号電話番号

解散届出書

　　特定非営利活動促進法第31条第１項第　　①　　号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第４項の規定により、届け出ます。

記

　１　解散の理由

　２　残余財産の処分方法

　注１　　　①　　の部分には、解散事由の区分に応じ、「１」、「２」、「４」又は「６」を記入すること。

　　２　解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

別記様式第１１号（規格A４）（第１１条関係）

年　　月　　日

　　　群馬県知事　あて

特定非営利活動法人の名称

清　算　人　住所又は居所

氏　　　　名

電 話 番 号電話番号

清算人就任届出書

　　下記のとおり解散に係る清算中に清算人が就任したので、届け出ます。

記

　１　清算人の氏名

　２　清算人の住所又は居所

　３　清算人が就任した年月日

　注　当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

別記様式第１２号（規格A４）（第１２条関係）

年　　月　　日

　　　群馬県知事　あて

特定非営利活動法人の名称

清　算　人　住所又は居所

氏　　　　名

電 話 番 号電話番号

残余財産譲渡認証申請書

　　下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第２項の認証を受けたいので、申請します。

記

　１　譲渡すべき残余財産

　２　残余財産の譲渡を受ける者

　注　「２　残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、譲渡を受ける者ごとに譲渡する財産を記載すること。

別記様式第１３号（規格A４）（第１３条関係）

年　　月　　日

　　　群馬県知事　あて

特定非営利活動法人の名称

清　算　人　住所又は居所

氏　　　　名

電 話 番 号電話番号

清算結了届出書

　　解散に係る清算が結了したので、届け出ます。

　注　清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。